

横田喜三郎の戦後の軌跡

——その安全保障観をめぐって——

竹中佳彦

はじめに

- 一 国連安保と戦争の放棄
- 二 東京裁判肯定論
- 三 片面講和と全面講和
- 四 中立をめぐる論争
- 五 集団的自衛の論理
- 六 安保と違憲審査

結 び

はじめに

講和によって、交戦権と軍備を放棄した日本は、日米安保体制とその下での再軍備の道を選択した。戦後史の大きな転機の一つであるその講和と共に、知識人は、全面講和・安保反対の立場と片面講和・安保賛成の立場とに二分していく。後者の知識人の中に、戦時期日本の対外政策を批判してき

横田喜三郎の戦後の軌跡

た横田喜三郎^[1]がいた。彼は、敗戦直後には、「平和と民主主義」の唱道者として活躍していた。天皇制を批判し、極東国際軍事裁判（東京裁判）や日本国憲法第九条の戦争放棄を正当化したのは、その一環であった。しかし、そのような立場と通常、両立するとは思われていない片面講和と安保とを支持したのである。

言うまでもなく、講和と安保は、今日の日本を「西側の一員」として規定することになった要因である。安保は国民の多くの支持を次第に増やし、既に反安保の立場は風化してしまった感がある。しかし、再び緊張緩和の動きが現れつつある今日、日本外交も革新することが求められているのではないか。もしそうだとしたら、どのようなことが考慮されるべきなのか。それを探るためには、敗戦当時と講和の時期とに立ち戻ってみるのがよいだろう。

本稿は、占領から独立へと向かう当時の日本において、代

表的な知識人であり、言論人である横田に焦点を当てる。彼の敗戦直後のすぐれて進歩的な議論を振り返り、そして、その講和・安保に対する姿勢はどのように生み出されたかを、彼の言論に基づいて見ていく。加えて、それが、最高裁判所長官になった彼の違憲審査権に対する消極的な姿勢とどう絡み合っているのかを明らかにしたい。

このように、本稿は、占領期から最高裁時代までの横田のいくつかの言論の中から、彼の安全保障観に関する問題を扱う。その際、特に講和・安保については、彼の議論を当時の対照的な議論と比較してみたいと思う。そうすることで、横田の言論の特徴とその展開が明らかにできるのではないかと思われる。彼の天皇制批判や最高裁時代全般については本稿は触れないが、これまで研究対象になつたことがない彼の戦後の言動は、戦後史の規定要因を再考するうえで少なからぬ示唆を与えるはずである。

一 国連安保と戦争の放棄

敗戦直後の横田は、「平和と民主主義」の意義について論じている。平和の面では、日本国憲法第九条の戦争放棄を国連による集団安全保障と結び付け、それを正当化していく。民主主義の面では、政府草案に国民主権が明示されていないことを難じ、「人民」に主権があることを明記すべきだとしつつ、

その延長として天皇制を批判した⁽³⁾。いずれの議論もその量はかなり多く、彼を当時のオピニオン・リーダーと呼ぶことに異論はないだろう。

これらの議論のうち、民主主義の側面については別の機会に論じることにはしたい。本稿では、まず本節で憲法第九条論について検討する。続いて次節で、平和にも民主主義にも関連する問題であるが、彼の安全保障観と特に関わりの深い東京裁判論を見ていくことにしよう。

ところで日本に「平和と民主主義」をもたらすことになつた占領について、横田はどのように認識していたのか。彼は、鈴木竹雄、田中二郎、石井照久、金沢良雄、高野雄一、矢沢惇らと東京大学内に「管理法令研究会」を組織して占領法規の研究を行った。『日本管理法令研究会』に発表された一連の論稿がその成果であつた。同誌は、「基本研究」「法令解説」「管理日誌」「法令条文」などから成り、占領法規を知るうえで重要な解説書であるが、その持つ意味について今日に至るも十分な位置づけがなされてはいない。

同誌での横田の主たる分担は、ほぼ毎号のように書き続けられた「基本研究」だつた。これは、管理法令研究会で彼が重きをなしていることを示すものであろう。この「基本研究」から、彼が占領をどのように捉えていたかを知ることができ

まず占領によつて日本がどのような法的地位に置かれたと見ているだろうか。降伏文書などによつて、天皇及び日本政府の国家統治の権能は連合国最高司令官(S.C.A.P.)の下に置かれた。そのS.C.A.P.の権能にはほとんど制限がなく、それに対して日本政府には国家を統治する最高の権能は与えられていない。そのため横田は、日本は「主権国でもなければ、独立国でもない」と言う。ただし、天皇や政府の国家統治の権能は全く否定されたわけではないので、日本は国家でなくなつたのではなく、彼によれば、「国際法上では、半主権国または非主権国とか、不独立とか」呼ばれるものだ⁽⁴⁾とされる。

次に占領の基本方式について述べている。これは、周知の通り、原則として連合国の指令の下に日本政府が統治するという間接統治である。ただ、連合国が直接、日本人民に命令を出したり、統治したりすることもありうると指摘している⁽⁵⁾。そのような「方式のもとに行はれる管理の実質的な方針」を横田は五つ挙げている。そのうち、軍国主義の除去、民主主義の確立、平和経済の維持を第一次的なもの、戦争責任の追及、公正な賠償を第二次的なものとした。

前三者を第一次的と考えるのは、いづれも日本管理のもつとも基礎的な、もつとも根本的な原則であるうへに、それぞれきはめて広い適用範囲を有してゐる一からだと言う。つまり軍国主義の除去は、「連合国の日本に対する戦争の根本目的

であ」り、民主主義の確立は、「政治の分野における、狭い意義の、いはば本来の民主主義はもとよりのこと、これと密接な関係を有する基本的人權の尊重も含み、さらに政治以外の、経済や社会の分野における民主主義的な傾向の助長も含んでゐる」。また、「平和時の経済を支持するに必要な国内の産業の維持、そのために必要なかぎりで原料の供給、外国との通商関係への参加」も、日本の在り方の基準となるものである。これに対して他の二つを第二次的な原則と呼ぶ理由は、「非常に重要な原則ではあるが、適用範囲が割合に限定されてをり、時間的にも比較的短時間に終了するであらうとおもはれる」からだ⁽⁶⁾と述べている。

占領目的を以上のように認識したうえで横田は、「全体として連合国による日本の管理をながめてみると、戦争の面においてはきはめて厳格であるが、平和の面においては非常に温和」だと総括している⁽⁶⁾。これが、彼の基本的な占領認識だと言えよう。

初期占領政策の集大成は日本国憲法の制定である。それが一九四六年十一月三日に公布された時、多くの人が、「無血革命の母胎誕生の瞬間だ、主権が国民に在るといふ民主主義の原理を明示し、戦争を永遠に放棄して、政府の行動によつて再び戦争の惨禍が発生することのないやうにする決意を厳粛に日本が宣誓した瞬間だ⁽⁷⁾」という思いを共有していたらう。

しかし、もつとより広く憲法の理念を普及する必要がある。そのために、衆議院憲法改正案委員会の委員長として尽力した芦田均を会長とする「憲法普及会」が結成された。横田は、「芦田さんと親しくしていたから、普及会の設立、講演の講師の人選などについて、いろいろと相談を受けた」と述べている。芦田と横田とが親しかつたことは、例えば、一九四六年四月の総選挙に芦田のために応援演説をしたり、食事を共にする機会があつたりした事実からわかる。

憲法普及会は、一九四六年十二月十日、首相官邸で第一回総会を開き、「最初の仕事として、一九四七年二月一五日から四日間、東京大学で、新憲法に関する中央講習会を催した」。この講習会は各省庁の官吏を対象に行われ、講師は芦田、横田のほか、金森徳次郎（憲法普及会副会長）、鈴木安蔵（同理事）、森戸辰男（文相）、それに東大の我妻栄、宮沢俊義、田中二郎だった。その際、横田は戦争の放棄について講演した。この講習会だけでなく、彼は、「全国を九つの地方に分け、その地方の有識者を集め、中央から講師を派遣し、新憲法に関する講習会」する「伝達講習会」のうち、奥羽及び関東で開かれたものに出席し、また本州・四国の二十ほどの地方都市でも直接、一般の人に講演した。

横田の日本国憲法への実践的寄与であるこの普及活動は、山本有三たちと提案した憲法の「ひらがな口語」化と共に、

憲法への期待と民主主義の土着化を望んだ結果とから出たものと言えるだろう。彼は憲法の「ひらがな口語」化について、「平易な法文は、人民に法律をよく理解させ、その権利を知らせ、これを主張させるようにする。それは民権の保障であり、法律の民主化につながる」のだと述べている。憲法の普及も「法律の民主化」に通ずるものであろう。

この普及活動において、横田は憲法第九条のいわばイデオログであった。そして、その活動はこの時期の彼の論文・評論にも反映している。それでは彼は、戦争放棄論をどのように展開したのだろうか。

彼の戦争放棄論は、彼の集団安全保障体制論や対国連認識と離して考えることはできない。彼は常々、戦争が起こつてから制裁を加えるだけでは十分でなく、起こる前に防止しなくてはならないと強調してきた。国際法上で戦争が禁止されているだけでは、実際の武力行使を抑えることはできないからである。それ故、国際裁判による紛争解決を説き、戦争の脅威ある時には国際連盟が「国際ノ平和ヲ擁護スル為適當且有効ト認ムル措置ヲ執ル」（規約第一二条）ことを積極的に評価したのである。

彼によれば、武力侵攻を抑制する手段は、「国際法団体」を構成する諸国が一致協力して自国の安全を図る集団安全保障体制を構築することである。彼は国際連盟を、不十分ながら

もその実現の一步であると捉えた。「完全な安全保障は多数の国の間でだけ可能なことになる¹³⁾」と彼は言う。したがって、できるだけ多くの国、理想としては全世界の国が、集団安全保障体制に参加しなければならぬ。そして集団安全保障体制は、いざ戦争が勃発した際、世界全体で侵略国を制裁する有効な手段とみなされている。制裁がうまく機能する体制ができれば、侵略の行われる可能性が減り、万一侵略を開始する国があっても、国際的圧力の前に挫折する、そう横田は考えたのである。

国際連合の成立によって、横田は、かなり理想に近い集団安全保障体制が実現したと捉えた。したがって、戦後、非武装で出発した日本は、その集団安全保障体制によって安全を保障されるべきだとする。これが、彼の敗戦直後の安全保障観だった。そして、このような安全保障観と憲法第九条とは結合されるのである¹⁴⁾。

彼は、「諸国家が本当に安全と生存を確保するには、諸国民が平和を愛し、公正と信義にしたがつて行動すること、しかも、たがいにそのことを信頼しあうことが……すべての国家の真の行き方」だとして、日本国憲法前文を高く評価する。その一方、日本国憲法のように戦争禁止を憲法に記す例は稀だが、世界の大勢として戦争禁止は「広く一般に行われていゝる」と言う。「国際的な戦争の放棄」という認識は、不戦条約

成立などによる戦争違法化を反映したものである。

この認識が、当時の世界情勢に照らして、全く正しいと言うわけにはいくまい。しかし横田は、日本国憲法の戦争放棄がその世界の大勢を引き継ぐものと位置づけ、世界の行く道を憲法に体现した日本は安全保障に危惧を抱く必要はないとする。なぜなら、「平和を愛する諸国によって組織される国際平和団体にたより、それが侵略的戦争を防止し、世界の平和を確保することによって、日本の安全も保障される」からである。その国際平和のための機構が国際連合である。国際連合は、国際連盟よりも進歩した機構で、将来さらに強化される可能性がある。そのため彼は、「国際連合によるならば、侵略的な戦争を防止し、世界の平和を永続的に確保することも、かならずしも不可能ではな¹⁵⁾」いと言う。したがって、日本の安全保障の「すべては連合にかか¹⁶⁾つていゝる」と見ている。

国連による安全保障を前提として、憲法の条項について彼は次のように論じた。憲法第九条第一項は、戦争だけでなく、武力行使、武力による威嚇も放棄したものであり、「非常に広く、武力の現実的な行使とともに、可能なそれまでも、ことごとく放棄」されたことを意味する。それらはあらゆる場合に関して放棄されたわけではない。しかし第二項の後段で、無条件に交戦権を否認しているので、「戦争だけは、あらゆる場合に、放棄されたといわなくてはならない」。しかもそれは、

永久のものであつて一時的に行われたものではないと述べている。

第九条は、「外国から攻撃を受け、侵略をこうむるようなどきでも、これに対して、自己を防衛するために、戦争に訴えるということはできない」と規定しているというわけである。この解釈は、憲法学界における第九条解釈の通説と同じものである。「そうなる」と、たとえば、自衛のためでも、制裁のためでも、戦争することができないことになる。これはまた一つの問題である」と横田は自ら問題を提起している。

憲法制定議会時の吉田茂内閣は、自衛と称して侵略戦争を行つてきたので、世界の誤解を避けるために、さらに自衛戦争を認めると、戦争を誘発することになってかえつて有害なため、自衛戦争を放棄して、国家の安全を国際連合のような国際平和機構によつて保障してもらふとの立場を表明した。横田は、この点に言及し、その二つの自衛戦争放棄の理由には「いずれも十分な根拠」があると述べている。「世界の誤解をさけるためには、たしかに、自衛の戦争も認めないことが……むしろ、必要であり、「まことにむづかしいこと」である。「しかし、それにしても、外国から攻撃を受けた場合に、どうするかという問題は残る。そこで、彼は次のように述べる。「これからの世界では、……国際平和機構を確立し、それによつて、世界の平和を維持し、各国の安全を保障するとい

うのでなくてはならない。各国がそれぞれ自衛権を主張し、自衛のためならば、いつでも戦争をしてよいというのではならぬ。それでは、自衛のためと称して、侵略的な戦争の行われる可能性がある。したがつて、国際の平和や安全を確保することができない。真にこれを確保するためには、ある国が自衛のためであるといつても、はたして実際にそうであるかどうかを国際平和機構がみずから判定し、それにしたがつて、この機構が侵略の防止、平和の維持の措置をとり、各国がそれに協力するといふのでなくてはならない。実際において、すでに現在において、そうなつてはいる。国際連合がまさにそれである」。

つまり、国連に各国が協力することで自国の安全を確保することが、「これからの世界における本当の行き方ではなくてはならない」と彼は考えた。それ故、自衛のための戦争を認める必要はない、と横田は結論したのである。

だが、彼の言うような、諸国の一致による集団安全保障体制の論理を徹底させると、日本も国際連合による侵略国への制裁戦争に加わることが要求されてこよう。にもかかわらず、これを第九条で制限してもよいのか。

彼は、制裁のための戦争を日本が否認する必要はないとしている。「しかし、これを否認しても、べつにさしつかえはないとおもう。ある国が戦争を全面的に行わないこととし、た

とえ制裁の戦争であっても、これに参加しないことにしても、かならずしも不当とはいえない」と述べている。ただし国際連合に加入する場合には、制裁への参加が連合国としての義務であるために問題となりうる。だがこの点についても、「ある国が全面的に戦争を行わないこととし、その方針を述べて、制裁の戦争に参加しないことを申出し、他の連合国がそれに同意するならば、それでさしつかえないはずである」としたのである。

なぜなら連合国の義務は、そのほかの方法で果たせると彼は考えるからだ。制裁の戦争の際、例えば、「単に外交関係を断絶するか、通商関係を停止するか、進んでは、制裁を行つてゐる連合国のために、作戦行動の便宜を計り、とくに飛行場や港湾などの基地を提供するか、必要な物資を供給するとかいうことを行」えばよいというのである。ここでは基地提供は、集団安全保障体制下の制裁と絡めて考えられている。横田は、第九条の規定が制裁のための戦争も認めていないとしたのである。

このように、自衛や制裁の場合も含めて、第九条はすべての戦争を放棄したと横田は述べた。「戦争を放棄したならば、軍備も廃止するのが当然である。すくなくとも、いちじるしく、縮小するのが当然である」だろう。しかも、国連に頼るのが将来の安全保障の本来の姿であるなら、日本において軍

隊は不要になる。すなわち、第九条二項の前段は、「(軍備)の完全な廃止を、つまり全廃を規定している」。「軍備の廃止があつてはじめて、戦争の手段がなくなされ、真に戦争そのものが放棄される」のであるから、「軍備の廃止は非常に重要なこと」だというわけである。

以上のように、横田は、憲法第九条の戦争放棄と国際連合による安全保障とを一体のものとして捉え、第九条の意図するところが、あらゆる戦争の放棄、軍備の全廃であることを示した。その意味では、第九条の最も忠実な解釈を展開していた。日本国憲法の要求するところを汲む、いわば「純粹法学」的な解釈であろう。

この議論には、国連の極度の理想化、実体の認識の弱さがないとは言えない。そして、国連を理想化しすぎたあまり、実体的な国際平和の構築への洞察を欠いていたと言えるかもしれない点がある。第一に、芦田均の制憲議会での報告を引き、戦争の放棄や軍備の廃止は、世界平和の念願から出た積極的理由に基づくものであつて、「戦争に負けたから、やむをえない」というような理由によるのではない」と述べながら、紛争の回避を国連に委ねただけで、例えば積極的な外交の展開を説くことはしていない。つまり、日本の自主的な紛争回避の努力をそれほど考慮していない。

第二に、戦争の放棄に関して、「自衛や制裁の場合には、理

論的にいえば、戦争を放棄する必要がないわけであるが、日本の過去の行動に照して、実際の考慮から、特別に戦争を放棄することとされた」と言い、武力の行使及び威嚇も同様であるとしている。この時点で、彼が積極的な自衛論を構想していたと言うのは誤りだが、過去の行動から自衛・制裁の武力行動を放棄したという消極的な見方を指摘できよう。

二 東京裁判肯定論

前節で述べたように、横田は、戦争違法化を前提とし、武力侵略を抑制するために集団安全保障体制が必要であると主張した。その認識は国際連合の成立に支えられ、そして憲法第九条はそれと結合されて国連安保論の形で提起された。これが、敗戦直後の彼の安全保障観であったと言つてよいだろう。

戦争違法化という認識は、戦争の予防という観点を備えつつも、実際に起こった侵略に対して制裁を加えるべきという強い態度とも結び付く。それが日本の対外行動に対して投影されたとき、彼の東京裁判肯定論が現れたのである。

東京裁判については、近年、再び盛んに議論がなされている。しかしそれも、『大東亜戦争肯定論』ないしそれに準ずる立場から東京裁判を批判するものが大部分で、かつて丸山真男が示した日本の「軍国支配者」の「矮小性」⁽¹⁶⁾などがその

槍玉に上げられている。その中には、丸山批判のために横田を引き合いに出して論難している例もある。

現在の日本の国際法学界を代表する学者は、丸山の議論が「東京裁判擁護論ではない」ことを認めている。しかしまた、丸山の論が「東京裁判を是認する民衆一般の実感に適合するものであった」と述べて、その問題点を指摘した。その際、横田の東京裁判肯定論にも触れ、次のように言っている。「基本的に檢察、判決の多数意見と同一の立場に立ち、裁判の負の側面に目をつむつたその裁判擁護論は、彼が大きな影響力をもつた学界においてすら、積極的な支持を得ることができなかった。まして一般民衆の間では、彼の見解はほとんど痕跡すら残していないといつてよい」。このように、横田の東京裁判論は、大多数の支持を得られず、檢察の論理として記憶されている。⁽¹⁷⁾

横田は、この裁判に早くから関心を寄せ、『日本管理法令研究』誌上で戦争犯罪について論じ、一九四七年に『戦争犯罪論』を出版した。そして東京裁判の判決が出されるや、これを増訂している。また彼は、判決の翻訳作業がハットトリ・ハウスでなされた際、国際法上の用語や全体の訳語を統一する作業の中心となった。訳文調を避けたり、「俘虜」を「捕虜」と言い換えたりするなど、横田の影響を見ることができ、この翻訳作業への参加は、彼の裁判への関心をさらに強めた

だろう。

なぜ横田がこの裁判に関心を示していたのか。それは、先に触れたように、戦争違法化と符合するものだったからだと言つてよい。不戦条約によつて「戦争の觀念の根本的な変化」が起こり、「侵略的戦争をひき起したことが戦争犯罪とされ」るようになった。「國際法の革命」である。戦争が違法になれば、それを起こした者を処罰しなければならなくなる。逆に言えば、「平和に対する罪」として、侵略的戦争をひき起したことを処罰することは、侵略的戦争が國際犯罪であることを前提としている。そうでないならば、これをひき起したものを戦争犯罪人として処罰するいわれがない¹⁹⁾わけである。この見方は、戦争責任の追及を彼が第二次的ながらも占領の「基本原則」の一つとして忘れなかつたことと通ずるであろう。

横田は、第二次世界大戦の戦争犯罪——「平和に対する罪」「通常の戦争犯罪」「人道に対する罪」——を、それまでの戦争犯罪と対照させている。「平和に対する罪」と「人道に対する罪」が新たな戦争犯罪であることはよく知られている。彼は、この新しい犯罪の登場によつて、「戦争犯罪が非常に拡張され、深刻化され」、「戦時中に捕えていない戦争犯罪人を戦争後に捕え、または戦敗国から引き渡させ、これを戦争後に処罰」できるようになつたとする。

ただ、戦争後に戦勝国の軍事裁判所で不当な戦争を起こし

た者を処罰するという兆しは、既に第一次大戦時にあつたとされる。第一次大戦ではドイツ皇帝ウィルヘルム二世(Wilhelm II)を、「國際法に違反する重大な犯行について」「國際正義にしたがつて」訴追することが考えられた。この時には、「戦争犯罪という言葉は用いられ」ておらず、戦争が犯罪であると「はつきりと意識され、主張されるまでにはならなかつた」。しかしドイツの國際法違反は、「實質においては、戦争犯罪にほかならな」かつたと横田は見ている²⁰⁾。

それにもかかわらず、今日の東京裁判批判で最も問題にされるのは、罪刑法定主義である。すなわち、「平和に対する罪」など第二次大戦後に設けられた犯罪概念に基づいて裁判を行うのは不当だといふものである。横田は、この主張が「かなり有力」であり、かつ「法律上から見、相当な根拠がある」ことを認める。「しかし、いつそう深く、實質的に考察してみると、必ずしもそう簡単には断定することができないようである」と言つている。彼は、次のように三つの理由から、罪刑法定主義に照らしても、必ずしも東京裁判は不当ではないとした。

まづ、第一に、罪刑法定主義の歴史的意義から見て、これをぜひとも國際裁判において適用し、維持しなくてはならぬといふ実質的な理由がすくない。この主義は歴史的に専制君主政のもとにおけるきはめて恣意的な裁判に対する

反動として起り、これに対して人權を保障するといふ意義を有したのであるが、国際裁判ではかような恣意的裁判が行はれてゐるのでないからである。のみならず、第一に、かりにこの主義をせひとも国際裁判に適用すべきだとしても、戦争責任者の処罰は全面的にそれに反するわけではなく、単に部分的に反するにすぎない。この主義は罪と罰とがともに前もつて法によつて定められてゐることを要する

とするものであるが、戦争責任者の処罰においては、罪は前もつて定められてゐるのであり、単に罰が定められてゐないのみだからである。しかも、第三に、この罰が定められてゐないといふことも、国際法の現在の状態では、必ずしもことさらに非難すべきことではない。現在の国際法では、その違法に対して具体的に制裁が定められることはきはめてまれであり、かような定めのないのが普通だからである。⁽²²⁾

要するに横田は、罪刑法定主義を国内裁判で適用する意義は大きい、それを国際裁判に適用する意義はあまりないといっている。仮に適用すべきだとしても、戦争が犯罪であるという規定は既に国際法に存在するのであつて、罰則規定を欠くだけ、しかもそのように罰則規定がないのは国際法にとつては通例のことだと言つてゐるわけである。

この理由づけは必ずしも説得力のあるものではなからう。

国際裁判で恣意的な裁判が行われぬという保障はない。それ故、国際裁判から罪刑法定主義を排斥する論理としては十分であらう。また、罪が明示されているから「部分的に反するにすぎない」というのも、罪刑法定主義の趣旨が不当な刑罰から個人の身体を守るところにあるならば、やはり十分な説明ではないだらう。

しかしそれでも横田がこのような説明を試みたのはなぜだらうか。彼は次のように述べている。「実質的には、かへつて、かりに形式上でいくらかこの主義〔罪刑法定主義——引用者〕に反するところがあつても、なほかつそれをおし切つて処罰を行ふべき強い理由がある。それによつてはじめて、こんどの戦争の世界史的な意義を活かし、比類のない惨害の代償として、新しい世界秩序を建設すべき地盤が確保されるのである⁽²³⁾」。罪刑法定主義に反してでも戦争裁判を肯定することが、新しい日本の出発にとつて不可避であるうえに、戦争を違法化した集団安全保障体制下の事後的な制裁の制度化という意味でも必要と見られていたのである。横田の言うように、国際法には刑法と呼べるような実体はない。そのような中で東京裁判擁護に試行錯誤した結果が、この議論だった。

既に言われていることだが、東京裁判には批判の余地があるにしても、「既成の法理に基く批判が現在の国際社会にあつてどれだけの積極的な意義をもつているか」に留意しなければ

ばならない。「批判が、反つて、戦争責任の所在を隠蔽し、戦争挑発者の立場を擁護する結果となるならば、それでは何にもならない。既成の法理を根拠として批判を加えようとする人々は、何よりも、その前に、そうした法理がどのような性格をもつものであるか、現在の段階において一体誰に奉仕する機能²⁴を果しているかを冷静に考え」なければならぬのである。

罪刑法定主義の問題以外にも東京裁判に対する批判はある。国家の行為の責任を個人に帰することができるかという問題もその一つである。この問題に関して横田は、「戦争は国家間の現象で、その主体は国家であるといつても、国家といふ抽象的な觀念が戦争を行ふかいなかを決定し、またそれを行ふ実行するのではない。これらのことを行ふのは国家の機関の地位にある現実の人である。この現実の人が戦争を行ふのを有利と考へ、または必要とおもひ、その結果として戦争を行ふべきことを決定し、これを実行するのである」と言う。それ故「実質的に責任を有するものが処罰されるのが当然であり、正当だ」と見ている。さもなれば、「結局においてたれも処罰されず、たれも実質的に責任を負はないことになつて、「責任が充分に問はれないことになつてしまふ恐れがあるからだ。²⁵

こゝでも、彼が、国家の名において日本の対外侵略は免責

されるべきでないと考えていたことが明らかになる。戦争責任者の免責は、新生・日本にとつても、彼が依拠すべきと考へた集団安全保障体制にとつても、よくないと見ていたのである。

この論理は、先の罪刑法定主義の理由づけよりも受け入れやすいように思われる。戦争犯罪を問うという立場を採れば、「すべてを包括的な国家というペールの中に蓋ひ包んでしまふ抽象的な国家法人格の概念」によつて免責されるのは不当であろう。国家の行為は人間の行為から成り立つており、人間の行為に還元できるなら、「国民と關係なしに、侵略戦争を計画し、準備し、開始した者そのものにすべての責任が帰せられることは何の不思議もない」だらう。²⁶横田は、国際社会の組織化を期待し、敗戦直後は世界政府を積極的に唱道していた。その意味では、国家は相対化されるべきものであった。しかも彼は、個人が国際社会を構成する要素だと捉えることもあった。それに照らしても、国家の名において誰も戦争責任を取らないという事態はあつてはならないことだった。

以上のように横田は、罪刑法定主義や個人責任について検討したうえで、東京裁判が必ずしも不当ではないとしたのである。そして、ニュールンベルグ裁判と東京裁判を、戦争犯罪追及を確立する裁判例として位置づけたのである。

こうした認識を持つたことによつて、横田は戦争責任に言

及することができ、また戦争責任を有する天皇制への批判を展開したのだろう。例えばウェッブ(William F. Webb)裁判長やベルナル(Henri Bernard)裁判官の意見にわずかではあるが言及して、「天皇の責任を強調していることが重要な点である」と述べている。

『戦争犯罪論』で横田は、「戦争犯罪について、主として理論的な考察を試み」ることを目的にし、ニールンベルグ裁判及び東京裁判の判決を考察するにあたっては、「戦争犯罪の一般的な理論に関係のある点をたしかめるだけにとどめ」と言つて、戦争犯罪論への理論的貢献であることを表明している。彼によれば、「戦争犯罪の問題は、単に過去の行為の責任を問うためばかりではない。それと同時に将来に向つての教訓のためである。とくに日本については、将来における更生のためである」と言う。そのため、「戦争犯罪の考察は、公正に、客観的に、あくまで戦争犯罪の眞理を追求することにある。その結果として、また、形式よりも、実質に重きをおく」のだとしている。しかしその公正さとは、「われわれの同胞であるからといつて、ことさらにかばいだてするような、弁護人的な立場から行」わないための宣言である⁽²⁷⁾。

ただ、彼は戦争責任について、東京裁判の被告のレベル、あるいはせいぜい公職追放のレベルまでしか問うていないように思われる。国民の戦争責任意識の醸成に、彼の議論が資

するということにはなかつたのではないだろうか。このような裁判被告人に対する厳しさはどこから来たのだろうか。それを探るには次のような「事件」があつたことを知れば理解できるかもしれない。

一九四二年、彼は博士論文『国際裁判の本質』⁽²⁸⁾を東大法学部に提出した。同論文は、田中耕太郎、神川彦松、小野清一郎によつて審査され、博士号授与の資格があると判定された。それは「審査要旨」に以下のように書かれていることからわかる。「本論文は本問題(国際裁判のこと——引用者)に関する広汎、該博にして周密精緻な研究であつて、一大労作であることは何人も認めねばならぬところである。内外の国際法学界に対し多大の貢献をなすべきものとして推奨に値するものである。右審査の結果に拠り本論文の著者は法学博士の学位を授与せらるるに十分な学力ありと認むるものである⁽²⁹⁾」。ところが文部省は、通例、大学から出された博士号授与の申請をそのまま受け入れてその手続きを取ることになつていたのに、そうしなかつた。

『国際裁判の本質』の内容は、国際裁判を理念型によつて考察することを提唱したものである。政府・軍部の行動に対して特に言及している部分はない。文部省が博士号を認可しなかつたのは、論文の内容に問題があるのではなく、横田自身に問題があると判断したためであろう。この件は、敗戦後、

前田多門が文部大臣となつてから博士号授与の手續きを取つてようやく解決するに至つた。⁽³⁰⁾

横田を含む東大法学部は右翼勢力から絶えず攻撃され、そのため敗戦直後には、自分たちは軍国主義から被害を受けた者だと捉える雰囲気全体として広がつていたように思われる。⁽³¹⁾横田はその中でも最も槍玉に上げられた方である。法学博士号取得を文部省によつて妨げられるという体験を持つことによつて、軍国主義に対する被害者だという意識は、横田により深く刻印されたであろう。

もつとも、横田には、博士号に執着しなければならぬという事情があつたわけではない。しかしこの「事件」は、他の戦時中の体験と相まつて彼の中に軍国主義に対する被害者だという意識を形作つていつたと推測することはさほど難しくないのである。彼は、戦時中、論文の発表が紙不足によつて制限され、空襲によつて家屋と蔵書とを焼失した。また戦火によつてではないにせよ、長男や養父を病で失うという悲しみがさらにそれを倍加したと言えるだろう。だからこそ、玉音放送を聞いて「パンザイ」と叫びたいくらい⁽³²⁾だつたのである。

以上明らかにしたように、横田の戦争責任論は、彼の集団安全保障体制論から見て不可欠の議論であつた。戦争は違法化されたという彼の前提に立てば、侵略戦争を起こした国に

は制裁を加えねばならず、それを事後的に行つたのが東京裁判だつたわけである。したがつて彼の議論は、東京裁判を肯定する意識が上回るあまり、罪刑法定主義に関する説明に説得力を多少欠く。彼は戦争犯罪を裁く場合には、復讐よりも予防を旨とすべきことを説いて⁽³³⁾いる。東京裁判は、国連を中心とする集団安全保障がうまく機能していくための産みの苦しみであると彼が認識していたとさえ言えよう。

加えて彼の議論は、博士号授与妨害など戦時中の彼の個人的体験に裏打ちされたものでもあつた。彼は決して日本の侵略性を否定してはいない。しかし戦争犯罪人の処罰の正当化に力を注ぐあまり、その対象とならない人々がどのような戦争責任観を有していかなければならないかという考察に至らなかつた。それが、つい先ごろまで侵略していたアジアに対して、日本が国際社会の一員としてどのような形で責めを負えばよいかという認識を欠落させたものではなからうか。

三 片面講和と全面講和

敗戦直後の時期、横田は、憲法や東京裁判などを正当化していった。そして、それらの議論には内的な連関があつた。ところで、講和・安保に関して横田はどう対応したのか。それを、「平和問題談話会」の議論と対照させながら、見ていくことにしよう。

冷戦の深化は、対日講和をどのように実現するかという問題を引き起こした。アメリカは一九四七年七月十六日に、極東委員会を構成している国々に対して、対日講和の予備会議の開催を提案した。しかしこれには、英連邦が出席を拒否し、同月二十三日にソ連が不参加を表明する。

この年、三月にはトルーマン・ドクトリン、六月にはマシヤル・プランが発表され、既に対ソ封じ込め政策が採られていた。もはや米ソの対立は決定的なものになっていたのである。一九四九年の中華人民共和国の成立、五〇年の朝鮮戦争勃発は、この東西対立の一環と捉えられた。

冷戦下の一九四九年十一月一日、アメリカ国務省が対日講和条約の検討を言明したことによって、日本では全面講和か片面講和かといういわゆる講和論争が展開された。それは、日本の安全保障をどうするかという意味で、安保賛成か反対か、という対立も伴っていた。そして、周知のように、一九五一年九月八日、サンフランシスコ平和条約が調印され、また同時に、日米安全保障条約も結ばれることになった。

講和に関して、政党レベルでは、自由党が国民民主党の支持を取り付けるのに力を傾注する一方、社会党は安保の評価をめぐって右派と左派とに分裂し、共産党は「武装闘争」へと向かった。大衆の中では、一九五〇年二月に「平和を守る会」が組織されるなど全面講和実現を目指す運動が起こる一

方、概して片面講和を支持する声が多かった。例えば、一九五〇年十一月十五日に報道された『朝日新聞』世論調査では、全面講和と支持が二一・四%であるのに対して片面講和と支持は四五・六%にもなった。しかも、一九四九年十月には三一・七%に落ちていた吉田内閣の支持率は、講和実現後には五八%に達したのである。³⁴新聞もこのような世論動向に沿った論調を採りがちだった。

知識人レベルを見ると、朝鮮戦争前の一九四九年末の『朝日新聞』の調査では、有識者八十六人のうち五九%が全面講和を支持し、二一%が片面講和を支持していた。³⁵大衆より全面講和を主張する者の割合は高い。このレベルでの講和論争で大きな役割を果たしたのが、雑誌『世界』を舞台にした「平和問題談話会」である。一九四九年の「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」の署名参加者を会員として組織されたそれは、五〇年に二つの声明を発表する。³⁶平和問題談話会は、全面講和を担う研究者集団であった。これと反対の立場を採ったのが、小泉信三や西谷啓治らである。もともと、小泉は、平和問題談話会を生む企画に関与している。

最初の四九年の声明には、安倍能成、天野貞祐、和辻哲郎、高木八尺、田中耕太郎、蠟山政道、田中美知太郎、津田左右吉、鈴木大拙らが名を連ねるといふ幅広さがあった。というのも、丸山真男の言うように、「戦争中ななををしたかが問われ

る時代であつて、つまり戦後のそのときにおける立場の問題ではなかつた。ある種のマルキストよりは、ある種の保守派のほうはまだ信用できるといふ、そういう思いが共通していたからである。平野義太郎が入つていないのはそのためである。³⁷⁾四九年の声明への参加者を選ぶ基準は、このように、戦争中の態度であつた。

もちろん、この連帯が後まで継続されたわけではない。例へば田中耕太郎は、最初の声明には加わつたが、その後、片面講和論に傾き、談話会の会員にはならず、第二の声明には署名しなかつた。鈴木大拙や津田左右吉も、談話会発足当初から会員とならなかつた。ただ、「平和問題談話会は、声明を出すこと自体が目的ではなくて、討論をする場として機能することが第一義的」だつたので、「署名に参加されなかつた方が会員でなくなつたということは原則的にない」といふ。³⁸⁾

四九年の声明は、ユネスコの「平和のために社会科学者はかく訴える」を契機として一九四八年十二月十二日に行われた「平和問題討議会」の総会の結果が基になつてゐる。田中耕太郎は、総会で発言した形跡はないが、「東京地方法政部会報告」には名を連ねてゐる。³⁹⁾

ところで、この討議に横田は招かれなかつたのだろうか。彼は、丸山の挙げた条件を満たしている。にもかかわらず、彼の名前は、「平和問題討議参加者氏名」のどこにも記されて

いない。

だが実は、彼はこの討議に招かれていたのではないかと思われる。なぜなら、総会の席次を書いたメモに、「横田」という名前が「田中」という名前の右隣にあるからである。討議参加者の中に「横田」という姓を持つ者はいない。

また彼は、一九五一年十月の『世界』「講和特集号」に講和に対する意見を寄せているが、その肩書きには、「平和問題談話会会員」という印刷があり、しかもその印刷は上から黒く塗られて消されている。彼は、談話会の会員だつたか、あるいは会員でなくとも、会員に近い活動をしてゐたことがあつたのであろう。

横田は、『世界』の創刊号に一文を書き、国際問題・安全保障問題の専門家とみなされてゐた。そのうへ、彼と親しい田中耕太郎が加わつてゐるのであるから、討議に招かれたと見る方が自然である。もつとも、彼が平和問題談話会の会員であつたとしても、談話会に何らかの役割を果たしたというわけではない。ここで指摘したいのは、彼が平和問題談話会と同じ立場を採るはずだと当時の人たちの間では考えられていたのではないかということである。

それにもかかわらず、横田はかなり早い時期から理想としては全面講和だが、現実を見れば片面講和やむなし、との考えを示した。それは、『天皇制』の出版された一九四九年の段

階で既に姿を現し始めている。通常、両立するとは思われない、天皇制廃止論と片面講和やむなし論との併存が見られるのである。

彼は、自伝の中で次のように述べている。当時の立場と現在とは基本的に変化はないと思われるので、そのまま文意を受け取ることができる。「わたくしは、一九四九年の終りから五〇年にかけて、新聞に雑誌に盛んに評論を書いた。早い時期から、多数講和を支持した。もとより、できるならば、全面講和が望ましい。しかし、現実の国際情勢について、すこしでも知識のあるものならば、それが不可能なことは、火を見るよりも明らかである。全面講和でなければならぬというなら、半永久的に講和はできない。いつまでも、連合国占領軍の占領状態が続く。それにくらべれば、多数講和によつて、大多数の国との間に講和が成立するのがはるかに望ましい。それによつて、国内的には、占領状態が解消すると同時に、国際的には、大多数の国と外交関係を回復し、国際社会に復帰する。その意味で、強く多数講和を支持した⁽⁴¹⁾。

この中で、彼は「多数講和」という言葉を使っている。これは、片面講和が当時、「単独講和」と言われたことへの反発である。ソ連や中国、東欧諸国が講和に参加しなくても、残りの多くの国が加わるのだと言うための表現である。そればかりか、「言葉そのものとしては、すこしおかしいが、もつと

も事実合した言葉」として「大多数講和」とでもいうべきだろう」とさえ述べている。

横田は、全面講和と片面講和との利害得失を比較して、どちらが有利か検討している。それによると、片面講和は、中ソとの複雑な関係を生じさせる恐れはあるが、それは不利益ではなく、「利益の制限」にすぎないとされる。そして、中ソとの関係確立は、米ソ対立の下では、不可能であると断定した。

だが、利害と結び付け、中国を除いて考える講和が、戦争犯罪論を主張する立場とどう整合するのかが明らかにされていない。確かに、「全面講和こそは、理想的な講和である。われわれは、理想としては、どこまでも、全面的を望まなくてはならない」とは述べている⁽⁴²⁾。しかし全面講和が望ましいことは、当時の蔵相・池田勇人からも認めていた⁽⁴³⁾。

そのうえ彼は、講和の問題を占領の継続の是非に還元した。全面講和論を占領の継続論と等置し、片面講和論を独立論として、「現在の占領と管理が続くことをおもえば、単独講和であつても、それを結ぶ方が望ましいのではあるまいか」としたのである⁽⁴⁴⁾。これは、彼が独立を優先的に考えた結果である。これに対して、平和問題談話会は、次のように対中関係を重視している。「日本の経済的自律は、日本がアジア諸国、特に中国との間に広汎、緊密、自由なる貿易関係を持つことを

最も重要な条件とし、言うまでもなく、この条件は全面講和の確立を通じてのみ充たされるであろう。伝えられる如き単独講和は、日本と中国その他の諸国との関連を切断する結果となり、自ら日本の経済を特定国家への依存及び隷属の地位に立たしめざるを得ない。……われわれは、単独講和が約束するかに見える目前の利点よりも、日本の経済的及び政治的独立を重しとするものである。横田がアメリカと中ソとの比較で捉えたのに対し、談話会は中国をアジアの一員として欠かすことができないと認識し、しかもそれが将来の利益に不可欠だと見ていたのである。

もちろん平和問題談話会とて、「二つの世界」の事実を認めぬわけではない。しかし、「東西——引用者」両者の間に一般的調整のための、また対日全面講和のための不撓の努力が続けられていることは、両者の平和的共存に対するわれわれの信念を、さらに全面講和に対するわれわれの願望を力強く支持するものであつて、「二つの世界」の調和に積極的な態度を取ることが日本に課せられていると述べている。その際、戦争責任の問題を忘れていない。「われわれは、過去の戦争責任を償う意味からも来るべき講和を通じて両者の接近乃至調整という困難な事業に一步を進むべき責務を有している」と言っているのである。ここでは、平和共存を日本が積極的に実現するよう努力すべきだと説かれ、対中戦争責任に関して

も横田と対照的な態度が見られる。

もつとも、平和問題談話会も一枚岩だったわけではない。横田と同じように、「単独講和と雖も、これを占領の継続に比較すれば、多くの積極的意義を有するという見解、また単独講和が、種々の側面、特に貿易上に多くの好結果を生むことを忘れてはならぬ」という主張があつた⁽⁴⁶⁾という。

確かに全面講和は、当時の状況では、困難な選択だったかもしれない。平和問題談話会が説いた、経済的自立が片面講和では達成されないという論理は、講和後も日本は半独立とみなす論理を導いた。その後、経済的に自立していく歴史を見れば、これは批判されるかもしれない。しかし、経済的自立には占領下の諸改革などが必要とされたのであつて、片面講和だけが、経済成長の条件とは言えないように思われる。

ここまでは、専ら講和の問題を対中認識や世界平和への働きかけなどの観点から捉え、横田及び平和問題談話会の議論を比較してみた。全面講和は、しかし、社会党の分裂を生み出したように、難しいものであつた。社会党は、左右とも反安保では一致しながら、右派は片面講和やむなし、左派は全面講和の立場を採つた。そこで問題になるのは、安保に対する態度である。それを次に考察してみたい。

四 中立をめぐる論争

講和論争は、講和後の安全保障や日本の在り方をめぐる対立であった。アメリカを中心とする西側の一員として日本を構想するか、東西陣営の掛け橋として自己を構想するか、ということである。そのため、日米安保条約の是非が問われたのである。

今度は平和問題談話会の側から見ていこう。「講和問題についての平和問題談話会声明」では、「講和後の保障については、われわれは飽くまでも中立不可侵を希い、併せて国際連合への加入を欲する」という立場が明らかにされている。続いて談話会は、「単独講和または事実上の単独講和状態の付随して生ずべき特定国家との軍事協定、特定国家のための軍事基地の提供の如きは、その名目が何であるにせよ、わが憲法の前文及び第九条に反し、日本及び世界の破滅に力を藉すものであって、われわれは到底これを承諾することは出来ない」と言っている⁽⁴⁷⁾。

ここに端的に示されているように、全面講和は、中立不可侵、国連加入、軍事協定及び基地提供への反対の三つと論理的に結合している。中立不可侵は、「日本との間に深い利害関係を有する諸大国による保障であるから、全面講和の成立を俟つてのみ可能」なものだとされるのである。また、「仮令幾

多の欠陥があるにせよ、人類が遠い昔から積み重ねて来た平和への努力の、現代に於ける結晶である国連にしか、日本の安全保障は託せず、全面講和でなければそれに加入することは難しいとする。そして、軍事同盟、基地提供のような条件を含む「単独講和はその名目のみが講和であつて、実質はそれ自ら戦争への介入であり、戦争の挑発にほかならない」というのである⁽⁴⁸⁾。

ところが、一九五〇年六月、朝鮮戦争が勃発した。これを受けて、マッカーサー(Douglas MacArthur)は、七月、警察予備隊を創るように命令した。この戦争が、日本の安全保障論議に動揺をもたらしたことは疑いない。例えば、先の一九五〇年十一月十五日の『朝日新聞』世論調査によると、朝鮮戦争が講和を早めるとした人が四五・九%と半数近くいた⁽⁴⁹⁾。

平和問題談話会は、朝鮮の動乱を考慮して「三たび平和について」を発表した。これは四章構成になっており、最初の二章を丸山真男、第三章を鶴岡信成、第四章を都留重人が最終的に執筆した。ここでは、丸山の指摘に注目しておきたい。彼によれば、「二つの世界」が「少くも現在において両者の武力的衝突を必然ならしめるような宿命的契機」を持っていないと言う。しかも、「中共が今後あらゆる面において、ソ連の操り人形に終るといふ帰結を引き出すことは早計」であるという認識も示した。東西対決の事実にのみ目を奪われがち

だった傾向に対して、東西共存の契機を指摘したのである。

また世界の中で、「アジア、とくに、従来長きにわたつて植民地乃至半植民地の境涯にあつて、今次大戦を通じて漸く民族の独立をかちえ、もしくはかちえようと今なお闘争しつゝある諸地域の動向こそは、今世紀後半における世界政治の最も重要な因子の一つとなる」とした。そして、「植民地・半植民地地域での帝国主義対ナシ、ヨナリズムの対立」(圈点原文)の存在に言及し、そのような「第三勢力」「緩衝勢力」の「偏狭な民族主義化を防止しつゝ、封建遺制を除去し、近代化を促進してゆくことは、米ソ兩國に共通する利益で」あることなどを指摘したのである。

朝鮮戦争が起こつても国連による安全保障に頼つて中立を維持するという立場には変化が見られない。特筆されるべきは、東西共存の契機を指摘しただけでなく、南北問題の存在を示唆したことである。そして植民地下に置かれていた国々が国際政治の動因となると見通していたのである。それらの地域を近代化することが米ソの共通利益だとしたのは、近代化を発展の目標として設定する丸山らしいところであるし、米ソによる国際社会の共同管理という発想に通じる恐れも皆無ではないが、しかし東西融和の条件を探し求めた結果であるう。

これに対して、国連を重視してきた横田は、この時期、ど

のような安全保障を考えたのか。彼は、朝鮮戦争勃発前に四つの安全保障の方法——永久中立、一般的な安全保障、地域的な安全保障、特定の国による保障——について考察している。

第三の地域的安全保障は、当該地域に属する各国が相互に安全保障するために協定を結ぶものであり、当時の考えとして「太平洋保障協定」が挙げられている。彼によれば、地域的安全保障は、有効な保障を得られるし、国連憲章の上からいっても不当なものではない。

しかし、「太平洋保障協定」は、ソ連に対抗する意味を持つていた。そのため、ソ連や中国を含めないそれでは「一般の平和と安全に悪い影響を及ぼす」し、「共産主義国が真に脅威を与え、侵略を行うかどうかわからないときに、すくなくとも現実にはまだそうしていかないときに、それを予想し、前提して、それに対抗するような協定に参加することは、適当であるといえないであろう」と述べ、これを不可としている。

しかも、片面講和しか実現しなかった場合、講和条約参加国による安全保障が、地域的安全保障と同じ機能を果たす。その意味で、地域的安全保障では不十分だと言う。

第四の特定国——具体的にはアメリカ——による保障は、最も確実な保障を受けられるとしている。しかしこの方法は、米軍を駐留させ、基地を提供することになり、日米関係を不

可分一体のものにしてしまふ。そのうえ、中ソと対立関係に入ることになるので望ましくないと言う。駐兵は、日本の独立を損なうし、また違憲ではないとしても憲法の精神に適合しないとされている。

駐兵と憲法との関係については次のように述べられている。憲法第九条で廃止されたのは「日本の軍隊であり、日本の戦力であつて」、「形式的に見れば、外国の軍隊や軍事基地をおくことは、憲法に違反しないといえるかも知れない」。だが「実質的に見れば、つまり、精神からいえば、すくなくとも適當でないといわなくてはならない。軍隊も戦力も、いつさいを廃止した精神は、あきらかに、戦争の手段となるものをまつたく存在させないということにある。たとえ外国の軍隊や戦力であつても、戦争の手段となるものを存在させることは、右の精神に反するものといわなくてはならない」。横田はここで、外国軍であつても、それは戦争の手段になりうるものであつて憲法の精神から逸脱するものであると考えている。それ故、その駐留は避けるべきだと述べているのである。外国軍の駐留は憲法に適しないというところに力点を置いていることに注意されたい。

そのため、彼は言う。「特定の国による保障は、長所もないことはないが、弊害がすくなくない。……とくに、日本に外国の軍隊や軍事基地をおくことは、重大な弊害がある。かり

に特定の国による保障を採用するとしても、外国の軍隊や軍事基地をおくことだけは、ぜひともさけることが望ましい。これらのものを日本におかないで、たんに日本の安全と独立を保障するということにとどめ、それに対する脅威や侵略がある場合に、日本政府の要請に基いてはじめて軍隊を出し、日本を援助するということが望ましい。せいぜい、この方法によるべきである」。彼のこの議論からは日米安保条約も憲法に適しないという結論が導かれるであらうし、外国軍の基地を弊害と見ている。

ところが第一の永久中立には、彼の見方は最も厳しい。永久中立のためには、大国がそれを侵害しないということを条約で定める必要がある。しかし、全面講和ができるならともかく、それができないために片面講和をしようとしているのだから、そのような条約を結ぶことは不可能であると言う。可能であつたとしても、実際に米ソ間に戦争が起こつたら日本は中立を保つことができない。

さらに彼は、理論上、「一般に中立そのものが時代おくれである」と断じる。「永久中立であつても、普通の中立であつても、一九世紀の産物であつて、二〇世紀の現在では、もう時代おくれである。現在の世界は、いつさいの国が協力しなくてはならない。これは二〇世紀の指導原理であり、時代精神である。中立は右の協力を拒み、自分さえよければ、それで

よいという無責任な利己主義に基くもので、二〇世紀の指導原理に反し、その時代精神にもとるものである。そして、永久中立を採るならば国際連合には加入できない、それほど両者の原理は異なるのだというのである。

永久中立批判は、田岡良一との論争の中でも貫かれている。そしてこの立場は、彼の集団安全保障体制論——とりわけ太平洋戦争中に展開した「非交戦状態の法理」——を援用したものであることがわかる。つまり彼の永久中立論に対する姿勢は、彼自身の安全保障観の延長なのである。

それでは、国際連合による一般的な安全保障はどう見られているのだろうか。彼は、この時点でも、この方法が、以上の三つの方法よりも優れたものであり、最も適当であると述べている。彼によれば、「この保障（国連による集団安全保障——引用者）こそは、二〇世紀の世界において、まさにそうあるべき本来の保障である。現在の指導原理にしたがつたものであり、その時代精神にかなつたもの」だからである。

なぜ彼は、世界の国々の協力が二十世紀の「時代精神」と言うのか。それは、「諸国が密接な連帯の關係に立つて」おり、「戦争とか、その脅威とかは、すべての国に重大な影響があり、すべての国の重要な利害関係事項」になつたからだと言う。つまり世界各国の相互依存關係が深化したために、各国とも、戦争という破壊に対して敏感に反応せざるをえない。

したがって各国が協力し合うことが必然的に要請され、その協力は集団安全保障という形でなされると考えているのである。

このようにして、国連による安全保障は各国協調の精神と適合するものであつて、日本もそれに加わることがよいと横田は主張しているのである。ただし日本の安全が脅かされたり、侵害されたりした際、国連安全保障理事会で大国が拒否権を行使して、侵害防止の策を採れない場合があるかもしれない。だが彼によれば、そういった事態が起こるのは、米ソの第三次世界大戦が勃発した時か、まさに勃発しようという時であると言う。その時にはそもそも国連そのものが解消しているだろうし、防止の措置を採ることに賛成した連合国によつて、国連に「準ずる集団保障」も行われるだろうと樂觀視している。したがって拒否権はあまり重要な問題でなく、国連による安全保障に参加することが最良だと言うのである。

もちろん国連に日本が加入できるかどうかは、当時、まだ未定の問題であつた。彼も、片面講和であれば国連加入はほぼ不可能であることを認めているうえに、全面講和が成つたとしても加入できるとは限らないと見ていた。しかし彼は、国連に加入できなくても、日本の平和が脅かされた時は同時に世界の平和が脅かされた時であつて、それ故、国連の集団

保障を受けられると期待しているのである。

この横田の国連による安全保障論は、国連の実態をかなり樂觀視している。ただ、この時点では、彼の国連中心の安全保障という主張は、敗戦直後のそれと大きな変化がない。アメリカによる安全保障にもかなり否定的なニュアンスが強い。もつとも、それは全般的否定ではない。永久中立論への反対姿勢の比ではない。それでも、外国軍の駐留は、違憲でないとしても、憲法の精神から避けるべきだと述べているのである。⁵⁴そして国連による保障という立場は、朝鮮戦争勃発直後も堅持されている。⁽⁵⁵⁾

しかし講和が現実に近いとき、彼の立場は変化する。先に見た通り、外国軍もその基地も憲法の精神に反するという点を強調していた横田は、『世界』「講和特集号」に寄せた意見で、むしろ外国軍の駐留が違憲ではないという方に力点を置いたのである。この中では、国家の安全・独立を確保するための外国軍の駐留——当然それは、日米安保条約の内容である——は、必ずしも違憲ではないとされる。その理由は、「外国の軍隊のことなどは、はじめから考えていなかったたのであり、その駐在を禁止する意味ではなかつた」からだといふのである。

彼は、「二つの世界」への分裂、朝鮮戦争といった事態が起こっている中では、国家の安全・独立と国民の生存・自立と

は二つの方向でしか守れないと主張する。その一つは再軍備であり、もう一つは「国際的保障」である。しかし明白に違憲である再軍備は、「またまた軍国主義と帝国主義が盛んになる危険がすくなくない。むしろ必然である。それだけに、日本自身の再軍備は、どこまでもきけなくてはならない」と言う。

そこで残るのが「国際的保障」である。その実現のためには国連連合か、一国ないし数国と特別協定を締結する必要があるとする。なぜなら、「単純な約束だけでは、急に攻撃や侵略が起つた場合に、間に合わないおそれがある。そこで、いくらかの軍隊をあらかじめ日本に駐在させておくことが、必要になる。この駐在に関する協定がいわゆる軍事協定である。このような「国際的保障」の方向を選択すれば、「再軍備にともなう危険がないわけである」。⁽⁵⁶⁾

彼はここで、問題を安保か再軍備かという選択に変えた。安保か非安保か、ではない。もつとも、戦時中、やはり軍部から危険視されていた馬場恒吾などは、再軍備を積極的に主張しており、再軍備との比較なら、安保の方がよいように見える。しかしそこに切り落とされた論点があつた。ダレス(John Foster Dulles)の述べた「和解と信頼の講和」を、「公平に見て、これは当つている」として受け入れた彼にとつて、安保は和解と信頼のために必要だつたのだらう。

そして彼は、軍隊・軍事基地を、侵略軍を当座しのげる程度に限り、また日本の安全を保障するためだけに使われるべきだと説く。日本の安全保障のためだけに基地が使われるならば、それは「いわゆる集団的自衛権の場合」だといっているのである。

横田は、集団的自衛権を「実質的には国際保障に当るもの」と位置づけた。さらに彼は、「国際保障」と「自衛」とは「互に相い助け、相い補うもの」であるとした。彼は憲法第九条の解釈において、自衛権を有しないとされたことはない。ここで彼が考えている「自衛」も、「かならずしも兵力をもつて防衛することとはかぎ」つてはおらず、基地の提供や経済的な貢献を含んでいる。その意味では、『戦争の放棄』での議論と大きな違いがあるのではない。しかし彼が、「国際保障」の範疇に二国間の保障も含めるとき、「本来の行き方」の国連による「国際保障」——国連による集団安全保障体制——は後退し、集団的自衛と地位を逆転させていくことになる。

そこで、次に横田の集団的自衛の論理に焦点を当ててみることにしよう。

五 集団的自衛の論理

集団的自衛の論理を見る前に、横田の自衛権の捉え方に触れておこう。彼の自衛権に関する基本的な見解は次のような

ものである。「どこまでも急迫または現実の危害に対して行われることを要し、まきに行われようとする危害を防止し、現に行われつつある危害を制止するためにだけ、実力を使用することが許される」。これは、刑法の正当防衛概念を念頭に置いたものであると言えよう。それ故、彼は、「未来または過去の危害に対しては、自衛は認められない」として、過去に加えられた危害や現存しない危害に対して自衛の名の下に実力行動を取ることを認めていない。かつての彼の満州事変批判は、このような自衛権の捉え方と通じるものである。

ただ、起こりうる危害が「急迫または現実の危害となつた場合のために、必要な手段を準備しておくことはさしつかえない」とされている。つまり彼の自衛権の論理は普段から自衛力を保持することを否定してはいない。もつとも、だからと言って危害が加えられていないのに実力を行使することを認めているわけではない。

横田は以上のように、自衛権が集団安全保障に加わっている各国に認められているとしている。そのうえで以下のようにその自衛権論を展開している。

彼はまず、軍備の保持や同盟の締結など、従来、各国にあるとされてきた「自存権」あるいは「自己保存権」というような「権利」は否定する。その一方で、自衛権を抑制的に解釈していこうとする。

横田は、自衛権について、第一次的にはそれを行使する当
事国、すなわち実際に危害を加えられた国に判断権があると
している。その理由について彼は次のように言っている。「い
つたい、自衛権が認められるのは、今にも攻撃を受けようと
いう急迫した場合で、公の権力機関の保護が間に合わないこ
きである。このようなときには、自己を防衛しようとするも
のが、さしあたって、防衛のために武力を行使することが必
要かどうかを判断するほかない。いやしくも自衛権を認める
かぎり、それは当然なこと」だと。自衛権を容認する以上、
それが実効的に作動するためには、急迫不正な侵害のあつた
ときに直ちにそれに対抗する措置を採れることが必要だとい
うわけである。

しかしさすがに、満州事変などが「自衛」の名でなされた
ことを彼は忘れていない。しかも自衛権を行使する国に解釈
権を委ねただけでは、武力行使や戦争を始める国に自衛権を
発動したものと主張させる結果になるだろうことは容易に推
測できる。そのような例が積み重なれば、条約でいくら戦争
が禁止されても、それは空文化化する恐れがある。したがって
彼は、不戦条約が自衛権を制限していないとか、同条約の解
釈権は自衛権行使国にあるとかいう従来の解釈を必ずしも否
定しはしないが、不戦条約締結国の間で、「もし自衛のため
であるという主張が十分に理由のあるものであるならば、世界

はその行為を是認し、これを非難しない」と認識されたこと
を重視する。それは、自衛であるという主張が世界各国から
見て十分と認められる理由がなければ、その自衛権行使は非
難されると各国が受け止めたことを示すというわけである。

そのうえで横田は、自衛権の恣意的解釈を避けるには、国
際機関が最終的に自衛か否かを決定すればよいとする。その
機関として彼が挙げたのは、自衛権は国際法の問題だとい
理由でまず国際裁判所であり、そのほかに国際的な委員会や
国連の総会・安全保障理事会などである。「なお、抽象的には、
世界の世論ということも考えられる。実際において、これこ
そ、最後の決定者であり、審判者である」とも述べている。

自衛権の統制の仕方については、彼は国連憲章の規定を踏
襲する。まず、自衛のために採った措置は即時に安全保障理
事会へ報告しなければならぬとする。安保理は、それを審
議し、必要な適切な措置を採れる。次に、自衛権の行使を
安保理が平和の維持に必要な措置を講じるまでの一時的なも
のに限ることにすると言う。さらに、自衛権の行使が真に自
衛でないとき、安保理は自衛行動の中止を要求できるとして
いる。拒否権によつてそれが十分に機能するかどうか問題は
あるが、横田は、このようにすれば自衛権の「客観的統制」
を確保できると見ている。^⑩

横田は、以上のように自衛権を限定的に解釈したうえで、

集团的自衛を論理化する。警察予備隊が発足したばかりの当時、抑制的であるとはいえ、このように自衛権を位置づけることは、集团的自衛の論理化のために重要な前提となつていった。

彼によれば、「現在の世界は、集团的自衛の時代」だという。「小国が大国から攻撃を受けたような場合には、事実において、自衛が不可能である。そこで、他の国がこれを援助することが必要になる。そのさいに、攻撃を受けた国がそれに屈服するときは、やがて他の国にも攻撃が及ぼされることがあるから、他の国が援助することは、同時に自国に対する攻撃を防衛することにもなる。こうして、多くの国が集团的に防衛するということが生じる」。これが集团的自衛である。一旦戦端が開かれれば、その火は他へも及ぶ可能性が大きい。したがって各国は攻撃を加えられた国に対して共同で援助を与えるなど、集団で互いの安全を保障すべきだといふのである。特に小国は、自衛をするのに十分な力を持たないから、一層それが要だと述べている。

この論理の骨格は、侵略国に対して共同で対処するという点で、彼の集団安全保障体制論そのままである。つまり集团的自衛の論理は、彼の集団安全保障体制論を借用して出された。

彼によれば、集团的自衛が問題になつてきたのは、「戦争を

禁止し、平和と安全を保障することが集团的に行われるようになったことと密接な関係がある」ためだと言う。これは先に述べた集団安全保障体制論の前提と同じである。すなわち、平和維持のために国際平和機構が適当・有効な措置を採る「集团的保障」が形成されたのは、国際関係の緊密化、戦争の大規模化によつて、戦争があらゆる国の利害関係事項になつたためであつた。横田は、「それと同じ理由によつて、自衛も集团的に行われなくてはならない」と述べ、集团的自衛の概念を構成したわけである。それまでは国連による安全保障に重点が置かれ、集団安全保障体制は全世界的であるほど好ましくいとされてきたが、それが十分に機能しないため、地域的安全保障や同盟を正当化する方向に路線変更されていくのである。

集団安全保障から集团的自衛へと重点が移つたと思われるのは、彼自身が、「集团的保障が確立している場合には、集团的自衛はかならずしも必要でない」と述べていることにある。すなわち、「[集团的保障]の場合には、他のすべての国が、すくなくとも大多数の国が、みずから進んで、攻撃を制止し、侵略を抑圧するために協力するから、集团的自衛を行う必要がない」ところが、国連の拒否権などで「集团的保障が十分に確立していない」ため、集团的自衛が必要となる。「集团的保障」は「一般に平和と安全を確保するために、攻撃を制止

し、侵略を抑圧するの」に對し、集團的自衛は「やがて自國も攻撃を受ける危険があるから、それをあらかじめ防衛する」というものである。したがって集團的自衛は、攻撃を受ける危険を有する國によってだけ行われることになる。

では、集團的自衛を横田は國際法にどう位置づけているか。彼は、「いままでの國際法上では、かならずしも明白でなかつたが、最近の重要な條約で、集團体的自衛權として、……認められるに至つた」と述べている。その條約として挙げられているのは、不戰條約、國際連合憲章、全米相互援助條約、西歐連合、北大西洋條約である(このうち、不戰條約と國際連合憲章は、彼が集團安全保障と捉えてきたものである)。

彼は、これらの條約の内容を次の三つだとしている。第一に、自衛權が武力攻撃に對してのみ認められていること。第二に、武力攻撃の意味は現実に生じたものであつて、急迫なそれを含んでいないこと、第三に、武力攻撃とは領土、軍、船舶、航空機に對して加えられるものを指していることである⁽⁶³⁾。

いずれにせよ、横田がこれまで重視してきた國連による集團安全保障体制は、その実効性を稀薄にしていつた時、集團的自衛に転化していつたと見ることが出来る。集團的自衛によつて集團安全保障が補われるとしたこの論理を、一九五一年に打ち出す政治的意味は明らかだろう。それは、日米安全

保障條約の正当化である。

こうした態度は、一九三七年、露仏の「左翼ブロック」と独伊の「右翼ブロック」との抗争に日本が加わつた時に採つた対応とは異なるものと言えよう。彼はその時、「一般的に言へば、一方にブロックができれば、これに對抗して、必ず他方に他のブロックができる。一方のブロックに新に第三國が参加すれば、必然に他のブロックもその強化に向つて努力するにちがひない」から、そのような「ブロック政策」に加担することはやめよ、と説いた。そして、「(一般的な安全保障の)機構が不完全なために、充分の機能を發揮し得ないである。しかし、それはますますその確立に向つて努力すべき理由とこそなれ、それを捨ててブロック政策などに走る根拠とは決してならない」と述べたのである⁽⁶⁴⁾。

また同様に、「防禦同盟」は、「第三者と對抗的な關係」に立つので、それは相手の同盟を緊張させ、「一般的な安全に……有害」だとした議論とも異質なものである。しかも、彼はその議論に際して、「二國・數國間の地方的安全保障條約」は同盟に変質しやすいものであり、第三國と敵對するものは眞の安全保障ではないと断定したはずだ⁽⁶⁵⁾。

このように、横田の安全保障論は、講和・安保の前後で、これまでの理論構成に入り込む形で微妙に変形されていつた。そして彼は、一九六〇年の安保改定の際には、はっきり

とそれを支持する立場を採った。

彼はこの時、国連に頼れないという姿勢をより一層打ち出す。「現在の国際連合は、いろいろな欠点があつて、わけても大國の拒否権があつて、急速に強力な平和維持の措置をとることができない。……したがつて、国際連合だけでは不十分で、これを補う方法がせひとも必要である」。それに代わる方法が、「集团的または二國間の共同防衛の体制」だと言う。ここにおいて、国連安保から日米安保への重点がさらに移動し、前者の比重はますます小さくなっていった。しかも、そのよゝうな集团的・二國間安全保障体制は、「現在の世界における顯著な一般的な情勢であり、いわば世界の定石であり、常識にほかならない」として、いわゆる「世界の常識」論を展開したのである。

そのうゑ、米軍の対日防衛義務や在日米軍と日本側との協議義務が設定され、内乱条項を削り、条約に期限が付けられれば、「安保条約はきわめて合理的で適當なものになる。わけでも日本にとつては、非常に有利なものになる」と見た。それ故、安保改定に反対する理由はないと言ひ切つたのである。⁽⁶⁵⁾ここには、日本の政治的・軍事的独立が安保改定によつて実現されるという立場を見ることが出来る。片務条約から双務条約へという政府の説明に対する懷疑は見出せない。

また同時に、横田は、「安全保障条約」と「軍事同盟」との

相違は、後者が攻撃の時にも共同の行動を取るといふ点にあり、防衛の点では差異がないとした。したがつて、「日米安全保障条約は、外国から攻撃された場合だけに援助するということであるから、いわゆる軍事同盟ではない。……それにもかかわらず、軍事手段を含めて共同に行動するという体制だから、軍事同盟だといふならば、国際連合憲章の認めている地域の安全保障も軍事同盟だといわなければならぬ。一步を進めて、国連そのものの一般的安全保障も軍事同盟にほかならない」と述べたのである。⁽⁶⁶⁾

しかし、「集团的自衛権は地域的取極の自律性を保障することによつて、それが勢力均衡のもとにおける同盟条約のように機能する道を開いた」ものであつて、「勢力均衡下の同盟体制に先祖がえりすること」である。そして、集团的自衛権は、安全保障理事会が実効的に機能することを前提としなければならぬとされている。⁽⁶⁷⁾横田の論理構成は、これと全く異なるものである。

このような横田の立場は、自民政権の外交・防衛政策の基本路線——それは必ずしも一貫したものではないが——と同一であると言える。⁽⁶⁸⁾講和問題の際は、安保と再軍備とを対置して安保を容認したが、国連にも重点を置いていた。だが十年近い年月は、国連重視の姿勢を薄めてしまった。鈴木安蔵によつて日本国憲法制定「当時の学会における通念」⁽⁶⁹⁾の代

表とされた横田の第九条論の影は、ここにはない。

東大の同僚である憲法学者・宮沢俊義も、講和の時には片面講和を主張し、安保に賛成した。彼は、武力を有する国々が対峙し合っている間は、永世中立を叫んでも日本が戦争に巻き込まれる可能性はなくならないから、講和や平和の問題を考える際には現実を直視して掛からねばならないと主張した。例えば次のように述べている。「自分一人の問題ならば、いかに不可能とおもわれても、どこまでも高い(?)理想に殉じ、いさぎよく玉砕するのもいいが、實際政治の問題としては、へたな『玉砕』よりはむしろ『瓦全』を目的としなくてはならない」。このような彼の言葉は、横田の主張とそう違っているわけではない。

だが六〇年安保を前にした宮沢は、安保改定に批判的な態度を示した。彼は当時、政府の「憲法調査会」に対抗する形で一九五八年五月に発足した「憲法問題研究会」の中心人物の一人だった。一九五〇年には、警察予備隊の設置自体よりも、それが軍隊の代わりとされた点を問題にした宮沢が、九年後、次のように言ったのである。

「安保の——引用者——問題は、しかし、一〇年というような年限にあるのではなく、その規定をも含めた改定案の全体を支配する『意図』ないし『方向』にある。その『意図』ないし『方向』は、アメリカ陣営との結びつきをこの際再確認

するにあるのではないか。そして、そうした再認識はそうした結びつきをいつそう強化する結果をもち、やがて現在の安保体制を恒常化、永久化する結果をもつのではないか。これが何よりの問題である」。そして、政府の説明は、「どれもじゅうぶん説得的とおもわれない」と述べた。

このように、宮沢は、六〇年安保の時には政府の姿勢に批判的であり、その態度は講和時のものと異なる。ところが横田は、六〇年の安保改定を積極的に認めていった。その意味で、彼は世論をリードしたと言えよう。宮沢が六〇年にこのような立場を採ったのは、在野の護憲集団に所属していたためではないかと思われる。一九六〇年前後の両者をめぐる地位の差——一方は、在野にあって政府を批判し、他方は、三権の一つの長になる——こそ、当時の二人の言動の違いを表しているとも言えそうである。そして、それは権力との位置関係の関数だと言い換えられるだろう。

安保は最高裁でも争点となった。安保改定に賛成した横田が、それをどう捉え、最高裁でどう受け継いでいったのかを見ていくことにしよう。

六 安保と違憲審査

横田が第三代の最高裁長官に任命されたのは、一九六〇年十月二十五日である。それから一九六六年八月五日までのお

よそ六年間が、横田コートの時代である。第二代長官を務めたのは田中耕太郎であり、彼は、横田を口説き落として後任に据えた。

横田コートを最高裁の歴史の中に位置づけると、「それほど重要な憲法判断はみられず、学問の自由と大学の自由が論点となった東大ポロ事件くらい〔があるだけ——引用者〕である。しかし、このころから最高裁に柔軟性をもった裁判官が任命され始め、とくに公務員の労働基本権をめぐる解釈では、争議行為について従来の刑事加罰からの解放を指向、国際的視野に立つ判例づくりが始められた」。既に田中耕太郎コート時代のうちに憲法解釈に関わる大型判決は終わり、最高裁の方向性は示されていた。したがって横田コートに課せられたのは、それをどのように引き継いでいくかということであった。

この横田コートに関しては、既に大沢秀介による計量的な分析がある。彼は、いわゆる司法行動論の分析を取り入れている。通常、裁判は非政治的なものと見られている日本とは違つて、アメリカでは、裁判所を政治の一機関として見ようという試みがなされており、例えば、シャピロ(Martin Shapiro)は「政治学的法学」を提唱している。⁽⁷³⁾大沢の考察は、そうしたアメリカの試みを日本に適用したものと見られよう。

彼はいくつかの観点から分析を加えている。例えば、大法院で審理された少数意見付きの判決を各裁判官の意見の一致率などから見た結果、内部に「実務裁判官」「学者・弁護士」「司法行政官」というブロックが存在し、横田コートの後期において特に、「司法行政官」が判決を左右するようになったことなどを指摘している。⁽⁷⁴⁾

横田コートについてはこのような研究が既にある。また同コートは、大きな判決の少ない、比較的静かな時期だった。それは、横田自身が、同コートの大きな課題を訴訟の遅延の改善や法廷秩序の維持であったと述べていることからわかる⁽⁷⁵⁾。したがってここでは、横田コートの全体を問題にするのではなく、彼が最高裁在職中に定式化した違憲審査の問題を対象にしたい。そしてそれは安全保障の問題と関わりが深いのである。

横田は、違憲審査制が「裁判所のもつきわめて重大な機能」であることを認めている。しかし彼は、アメリカの判例に託しながら、違憲審査権は「かるがるしく行使すべきものではない」ということを前面に押し出している。⁽⁷⁶⁾

では、違憲審査権はなぜ慎重に行使されねばならないのか。アメリカで違憲審査権の行使を慎重にしなければならぬ「理論的」にもっとも根本的な理由とされているのは、違憲審査権をかるがるしく行使することは、三権分立の原則を侵害す

るおそれがある」からである。すなわち、権力分立の原理によって、三権は、相互に各々の領域に侵入したり、統制したり、制止したりしないということになっている。そのため、違憲審査ができる場合というのは「どこまでも例外の場合」なのだと言う。

そして特に「政治問題」(Political Questions)には司法部が入り込んでほならないとされる。というのも、「三権分立の政治制度のもとでは、政治的問題の決定は、政治部門の決定を最終的なものとするのが適当であり、司法的に決定することは、そのための満足すべき規程がなく、適当でないから、その当然の帰結として、政治的問題の司法判断不可能性が生じてくる」のである。横田の違憲審査制と「政治問題」とに関する議論を知るためには、ここで田中コート時代の重要な判例である砂川事件に注目する必要がある。

砂川事件は、日米安保条約に基づいて日本に駐留しているアメリカ軍の合憲性が争点になった。一審の東京地裁では、駐留米軍は違憲との判断が示された(伊達判決)。これに対し、飛躍上告された最高裁では、「明白」に違憲でない限りは高度に政治的な問題には司法審査は及ばないという統治行為論によって、破棄差戻しの判決が下された。六〇年安保を前にこのような判決が出されるのは、社会的にも、政治的にも、大きな意味を持つていただろうし、また違憲審査権を有名無実

なものにしかねないものであった。

ところが横田は、伊達判決を批判し、最高裁の判断を広汎な支持を得られるものと高く評価した。そしてその際、憲法第九条は自己防衛のための程度のある程度の防衛力を持つことを禁じていないとさえ述べた。さらに彼は、長官就任後の一九六三年に訪米した折りにも、砂川事件最高裁判決を肯定する講演を行った。

その講演の内容は、帰国後、論文として雑誌『法曹時報』に発表された。ここでは、外交関係を「政治問題」としたアメリカの判例を指摘し、日本で同じような扱いをした最初の例が砂川最高裁判決だったとするのである。そして同判決が、今後の先例となりうるものだろうと述べられている。

横田は、砂川判決を司法審査の在り方の先例として重要だと位置づけただけでなく、日米友好のためにも重要だとした。「日本の平和、安全、独立のためにも、日本とアメリカの友好関係と協力のためにも、まことに重要なものである」と表現したのがそれだ。したがって彼は、「政治的見地からして、日本の平和と安全のためとともに、日本とアメリカの友情と協力のために、固い基礎をおいたという意味において、歴史的意義があるものということができる」と述べている。

このように、横田は最高裁という場に自らを置きながら、違憲審査権を抑制的に行使することを理論化したと言えるだ

ろう。しかもそれは、外交問題——とりわけ日米安保条約——を一つの主要な素材として展開された。「憲法の番人」が、日本国憲法に基づいて安保条約の合憲・違憲を判断することができないとしたのである。

そのようにまでして彼が日米安保条約を違憲審査になじまないものとしたのは、前節までに述べたように、彼が安保の必要性を強く意識していたためでもあっただろう。またケルゼン(Hans Kelsen)の考えをさらに「国際法上位構成」に徹底させようとする彼の国際法学が、憲法よりも条約の方を優越させたためでもあろう。彼は、田中コートの引いた最高裁の路線のすべてを踏襲したとは言えないかもしれないが、少なくとも統治行為論は正当化していった。

とはいえ、横田が違憲判断を下すことを全く否定していたのではない。その表れが、一九六二年の関税法違反事件での違憲判決であった。この判決で違憲と判断したのは、告知・弁解・防衛の機会を与えることなく、善意の第三者の所有物を没収することは不合理だと考えたからだと彼自ら述べている。ただしこの違憲判決は、法令違憲ではなく、「没収したという行為」を違憲としたものである。横田はこれを自ら評して、「違憲判断を必要な最小限度にとどめたもの」としている。また彼は、一九六二年と六四年の二つの利息制限法違反の事件では、いずれも経済的弱者である債務者の側に立って

る。六二年の時に彼の書いた意見は、多数を占めるには至らず、債務者に不利な判断が下った。六四年の事件では、横田の意見は多数となり、判例が変更された。彼によれば、六二年の事件で自分が少数意見を出したのは「純粋法学の立場」に立ったからであると言う⁽⁸⁾。しかしそれは、法の不備が「純粋法学」によって認識されたということであり、むしろその際に彼が、社会立法の趣旨は経済的弱者の保護にあると述べたことの方が重要であらう。彼が法の認識と区別した「法律政策」の一端が、ここに見出せるからである。

「一般的にいつて、法律は弱者のためにあり、弱者を保護するものである。弱者と強者との関係では、弱者は不利な立場に立つ。法律はすべての人を平等に取り扱い、すべての人の利益を等しく保護しようとするものであるから、おのずから、強者に対して弱者を保護することになる」というこの二つの事件について彼が語った言葉は、法に過度の信頼を置き、法が強者保護になる場合もあることに触れていない。とはいえ、経済的弱者に対する保護の姿勢が十分読み取れる。そのような姿勢が、労働問題に対する彼の理解を引き出したと思われる。彼の退任後に言い渡された全通中郵事件では、彼の意見は、公務員ストライキの一律刑事加罰を変更するという多数意見の中にあつた。

ただ、社会秩序を乱すような動きには、彼は厳しい。在任

中、彼は法廷秩序の維持を盛んに唱えていたし、弁護人が故意に裁判を遅らせる行動には非常に批判的だからである。

横田の違憲審査に対する態度は、以上のように、アメリカの判例を引きながら日米安保条約という外交関係を「政治問題」として審査の対象から排除することを意図しながら形成された。その立論の根拠は三権分立であり、司法は行政の領域に侵入すべきではないというものであった。だが三権分立とは立法・行政・司法が相互に抑止と均衡の原理に基づいて専制的な政治の再来を防ぐ意味を持たせようとしたものであるなら、違憲審査権をあまりに狭くすることはその精神に反するだろう。しかも、アメリカのように政権交替が起こる国であれば、裁判官の任命にも多様な価値を反映できるが、内閣が一つの政党によって独占されている日本では、裁判官任命の基準が固定化され、行政と司法との一体化を促進しかねない。裁判所を政治闘争の場にしないようにしたいという横田の意図は、それを越えて司法の行政追従を招く恐れのあるものであった。

結 び

戦後の横田は、以上のように、その安全保障に関する議論を展開した。占領初期には、日本国憲法の平和主義の理念を高く謳い上げた。それは、日本の戦争放棄が、国際社会の戦

争違法化の流れと軌を一にするものであると考えたからであり、日本の安全は、国連を中心とする集団安全保障体制によって保障されるべきだとしたのである。つまり彼の戦争放棄の正当化は、国連安保と密接に結び付く論理であった。そして戦争違法化という彼の認識は、東京裁判の擁護へも向かわせたのである。

ところが講和前後、集団的自衛の論理が彼の集団安全保障体制論に入り込んでいった。そのため、国連による集団安全保障は彼の議論から後退していくことになった。六〇年の安保改定にも批判を加えることなく、安保条約を憲法上の争点とした砂川事件の最高裁判決の統治行為論を正当化していった。占領初期と講和前後の議論の差異はどのような点に由来するのだろうか。

まず第一に、横田が、米ソの対立とその国内への反映という「現実」を認識したことである。国際問題では特に朝鮮戦争の勃発であろう。この事件は彼に、日本も不意に攻撃される可能性があることを認識させた。国内問題では、「民主人民連盟」が発展しなかったことを挙げるができる。社会主義的な傾向に必ずしも無理解ではなかった彼も、社会党が「民主人民連盟」への参加を拒み、「日本のホープ」たる資格を失ったことに幻滅を感じていったのだろう。さらに、一九四八年からの法学部長時代に学生運動が激しくなったことへの反発も

あつたと思われ⁽⁸⁶⁾。

また第二に、彼の集団安全保障体制論に内在する要因があるだろう。彼は、安全保障理事会の機能麻痺によつて、国連による集団安全保障体制の運営が非現実化する過程を目の当たりにした。三島由紀夫の作品に示されたように、戦時中では「鷹揚にいつ果てるかもしれぬ国際聯盟の講義をつづけていた」横田であつたが、国際連合も今また実効力を発揮できないことが明らかになつた。

そもそも集団安全保障は、各国の軍備保有を否定するものではないので、「戦争による平和」を回避できないものであつた。そのため、各国の利害関係にどうしても左右され、国連の実効力は小さくなる⁽⁸⁸⁾。そこで集団安全保障を完全に否定しえない横田は、国連による保障の前にもう一段階を設けようとしたのである。持論を「現実」に近づけようとした時、集団的自衛の法理が現れることになつた。

加えて、彼の集団安全保障の論理は中立を受け入れることができない。これは彼の敗戦前からの思想であつて、中立法規の差別的適用の容認などに見られたものである。

第三に、横田も含めた「自由主義者」全体の問題として見てみよう。

思想の科学研究会は、講和を境にして自己の立場を変化させることを「独立転向」と捉えている。同研究会の一人であ

る松沢弘陽は、蠟山政道や河合栄治郎門下の「民主社会主義者」が講和期に片面講和及び日米安保条約に賛成していったことを「独立転向」とした。そしてその要因を、「権力の文脈における位置と役割」の変化や、彼らが「現実」的であろうとして意識を硬直化させたことに求めた。そこで指摘された蠟山の講和時の安全保障論は、横田のものと非常に酷似している⁽⁸⁹⁾。

ところで、「民主社会主義者」と呼ばれた人々は、「自由主義者」とも言われてきた。もつとも、日本の「自由主義者」が、河合栄治郎のような確たる「自由主義」の体系を持つているとは限らない。その中には、「むしろ保守主義といったほうが一層あつている」⁽⁹⁰⁾とされる「オールド・リベラリスト」も含まれている。また戦時中に、体制に抵抗した人物もいれば、権力に積極的に参加していった人物もいた。

しかし、敗戦によつて政治・社会環境は一変した。軍国主義勢力や右翼的革新など、それまでの「自由主義者」の敵は体制から排除されていった。これに対して、労働者や社会主義者などが大量に出現してくる。特に、保守的な人々にとっては、社会主義勢力は新しい敵であつた。戦後改革などは、戦前と戦後との間に異なる対権力関係の位相を持つ座標軸を設定したのである。

軍部などに対しては進歩的な役割を果たした保守主義者

は、新しい敵の登場に対して復古的な役割を果たした。保守的どまでは言えない「自由主義者」も、権力との位置関係が変化し、体制派の役割を担う場合があった。後者は、占領政策が転換される過程で準備され、講和によって促進された。これを「独立転向」と呼ぶなら、そう言えるだろう。そしてその多くは、本人たちには無意識のうちに起こった。

横田と国家権力との位置関係も、ほぼこの後者の例に入るのであろう。戦時期には、彼は、権力とかなり対立した一人だった。しかし、講和後は、権力との対立関係は弱まっていく。彼は、誰の目にも明らかのように論理を変化させたというよりは、権力との距離が縮まり、「現実」に忠実であろうとしたために、言論界における役割を変えてしまった。その意味で、彼は、蠟山らと同じ働きをしたと言えるだろう。

「もつとも、彼は、憲法を改正すべきだとも言っていないし、戦後民主主義を生んだ改革も否定はしていない。その点では、恒藤武二が横田長官誕生の際に見通した、横田は「復古的な反動に対しては、……市民的法秩序を擁護する側に立⁹²」つだろうとした観測は正しかった。

しかも横田は、天皇制批判と片面講和論とを同時に主張した。またかつて彼は日独防共協定を批判した際、①ソ連が対外的に平和政策を採用し、②国内に共産主義運動がなく、③ドイツとは隣接していないことをその論拠とした。しかし彼

の目には講和当時、これらの条件が失われていると見え、そのためアメリカとの安全保障条約を結ぶことを厭わなかったのかもしれない⁹²。いずれにせよ、彼自身は、自分は一貫していると考えているようである。したがって本人は自己の役割について無自覚であると言えよう。

だが、彼の安全保障論の変化は現実を擁護していった。対照的に平和問題談話会の一員として社会に強く発言した丸山真男は、一九五二年に、国際社会における冷戦の進行と日本国憲法制定の進行とを対比して、『あの当時は米ソの対立が予想されなかつた』とか『国際関係はまだ平穏だつた』とかいつた弁明を、いやしくも責任ある政治家や学者がいえる筋合のものではない」と述べている。米ソの対決の激化が予想できらる中で、それでも選んだのが日本国憲法ではなかつたか、と彼は問うたのである。

さらに丸山は、講和から再軍備へという流れの中で、「次々と新しい問題の解答に気を奪われて私達の基本的な立場をいつの間にかどんどん移動させてしまうということとは（昨日までの選択の問題に何時までも拘泥している）ヨリ、以上に危険なこと」（圈点原文）だと述べた⁹³。横田の敗戦直後の「基本的な立場」は講和や安保という「新しい問題」によって「移動」してしまつたとは言えまいか。

本稿では五〇年代以降の横田をやや批判的に扱ってきた。

歴史は、丸山のような捉え方を顧みることなく、日米安保を既定の問題にしていったという意味で横田の言動と共に進んでいった。講和前後の国際環境は確かに、日本を東西関係及び南北関係の掛け橋と構想するには困難な状況があったかもしれない。ハンガリー事件⁽⁹⁾に対する知識人の混乱はそういった事情とも通ずるだろう。だが日本外交の指針は恐らく、そういった事情を克服して国際緊張を緩和していく方向にあるのではなからうか。その際、日本が依拠すべきものはやはり国連ということになるのではないか。その意味で、二国間の安全保障を正当化していった五〇年代の横田よりも、国連安保を唱道した敗戦直後の横田に外交の指針を見出すことができるように思われる。

- (1) 横田氏は今も元気でお過ごしである。一九八七年三月には二度にわたってお話を伺わせて頂いた。感謝申し上げたい。本稿は、彼を考察の対象とするため、敬称は略させて頂く。これに準じて、生存者・研究者の別を問わず、敬称は略させて頂く。御了承願いたい。
- (2) 本稿で行う引用は原則として、仮名遣いについては原文を尊重し、旧字は新字に直している。また注は最小限にとどめた。御寛恕を乞う。
- (3) 「附属書第三号(横田委員)―憲法問題研究会編『憲法と私たち』岩波書店、一九六三年、所収、七二―七三頁。横田『天皇制』労働文化社、一九四九年。
- (4) 横田『日本の法的地位』『日本管理法令研究』一号(一九四六年)、一八一―二五頁。

横田喜三郎の戦後の軌跡

- (5) 横田『日本管理の基本方式』『日本管理法令研究』一号(一九四六年)、二八、三四頁。
- (6) 横田『日本管理の基本原則』『日本管理法令研究』二号(一九四六年)、一一二、一四一九、二五―二六頁。
- (7) 『朝日新聞』一九四六年十一月四日、田代記者による記事。
- (8) 横田『私の一生』東京新聞出版局、一九七六年、一九五頁。
- (9) 芦田均日記(進藤榮一・下河辺元春編纂)第一巻、岩波書店、一九八六年、九五頁(四月四日)。また、三月二十五日に、昼食を取りながら「応援演説の打合を為す」と記されている。同右、二五〇頁。食事をした例としては、一九四五年十二月二十二日(同右、二二二―二三三頁)、一九四六年四月一日(二五一頁)、十二月十六日(二九七頁)。芦田が一九四五年九月三十日に東大を訪れた時には、田中耕太郎、横田と話をしたと記されている。同右、二一六頁。
- (10) 横田、前掲『私の一生』、一九五―一九七頁。また『芦田均日記』第一巻、二九六、三〇九頁、参照。
- (11) 横田、前掲『私の一生』、一九〇―一九四頁。横田『憲法のひらかな口語』林大・碧海純一編『法と日本語』有斐閣、一九八一年、二六五―二七二頁。引用は、同右、二六六頁。
- (12) 横田の集団安全保障体制論については取り敢えず、拙稿『横田喜三郎の軍国主義批判―戦時期の評論活動』上、『外交時報』二二五号(一九八九年二月)、七四―七六頁。
- (13) 横田『安全保障の問題』勁草書房、一九四九年、五〇頁。
- (14) 以下の引用は、横田『戦争の放棄』国立書院、一九四七年、から、四七―四八、六三、六五、六八―七二、七七―八二、一〇一―一〇三、一〇四―一〇六、一一四、一六七―一七一、二〇五頁、を参照。
- (15) 長尾龍一『思想史斜断』木鐸社、一九八一年、一三六頁。
- (16) 丸山真男『軍国支配者の精神形態』同、増補版、現代政治の思想と行動』未來社、一九六四年、八八―一三〇頁、に所収。
- (17) 大沼保昭『東京裁判・戦争責任・戦後責任』『思想』一九八三年

- 五月号、七三—七四頁。
- (18) 横田、前掲『私の一生』、二〇四—二〇五頁。
- (19) 横田『戦争犯罪論(増訂版)』有斐閣、一九四九年、二一三頁。また、横田『戦争犯罪と国際法の革命』、『中央公論』一九四六年一月号、特に、三七—四〇頁、横田『戦争の革命』、『国家学会雑誌』六〇巻八号(一九四六年)、特に、九七—一〇〇頁、など参照。
- (20) 横田、前掲『戦争犯罪論』、二四—二六、三〇、四九頁。
- (21) 横田『戦争犯罪と罪刑法定主義』、『日本管理法令研究』三号(一九四六年)、三四—三五頁。
- (22) 同右、四一—四二頁。以上は、横田が「平和に対する罪」について述べたものだが、「大体に同様なことが、人道に対する罪」と罪刑法定主義との関係についてもいへる」としている。四二頁。
- (23) 同右。
- (24) 田畑茂二郎『東京裁判の法理』、『世界』四二号(一九四九年六月)、一—三頁。
- (25) 横田『戦争犯罪の基本問題』、『日本管理法令研究』三号(一九四六年)、二—三頁。これも「平和に対する罪」を念頭に置いて述べている。
- (26) 田畑、前掲論文、二〇頁。
- (27) 以上の引用は、横田、前掲『戦争犯罪論』、四、六一七、六三—八八、二五〇、二八五頁。
- (28) 横田『国際裁判の本質』、岩波書店、一九四一年。
- (29) 「横田喜三郎提出『国際裁判の本質』審査要旨」秘、昭和十七年十月二十四日、タイプ印刷、『矢部貞治文書』101-10、衆議院憲政記念館所蔵、一五—一六頁。
- (30) 「文部省は、手続中であると称して、応じようとしなかった」という。横田、前掲『私の一生』、一四五頁。
- (31) 同右、一五六頁、『矢部貞治日記』銀杏の巻、読売新聞社、一九七四年、など参照。
- (32) 横田、前掲『私の一生』、一七二—一八三頁。
- (33) 横田、前掲『戦争犯罪論』、一三五頁。
- (34) 『朝日新聞』一九五〇年十一月十五日。同右、一九五一年九月二十五日。
- (35) 同右、一九四九年十二月十五日。
- (36) 「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」(一九四九年三月)、『講和問題についての平和問題談話会声明』(一九五〇年三月)、『三たび平和について』(一九五〇年十二月)。すべて『戦後平和論の源流・平和問題談話会を中心に』(世界・臨時増刊)一九八五年七月、に収録されており、そこから引用する。
- (37) 「未発表討論『平和問題談話会』について」、前掲『戦後平和論の源流』、所収、一八、二一—二二頁。
- (38) 緑川亨・安江良介「平和問題談話会とその後」、前掲『戦後平和論の源流』、所収、六七、六九頁。
- (39) 前掲『戦後平和論の源流』、二二八頁。
- (40) 緑川・安江、前掲対談、六一頁。
- (41) 横田、前掲『私の一生』、一三八頁。
- (42) 引用は、横田『日本の講和問題』勁草書房、一九五〇年、三八—四七頁。また、四一—四四、五四—五九、六三—六四頁、参照。
- (43) 升味準之輔『戦後政治』下巻、東京大学出版会、一九八三年、三五—六頁。
- (44) 横田、前掲『日本の講和問題』、六四—六五、六八—六九頁。
- (45) 前掲『講和問題についての平和問題談話会声明』、一〇九—一一〇頁。
- (46) 「補足 講和問題の論点」、前掲『戦後平和論の源流』、所収、一—三頁。
- (47) 前掲『講和問題についての平和問題談話会声明』、一一〇頁。
- (48) 前掲「補足 講和問題の論点」、一一六—一一七頁。
- (49) 前掲『朝日新聞』一九五〇年十一月十五日。
- (50) 緑川・安江、前掲対談、五九頁、丸山、前掲書、五二—五三頁、など。

- 内容については、五十嵐武士「対日講和と冷戦」東京大学出版会、一九八六年、二四〇—二四四頁。
- (51) 前掲「三たび平和について」、二二八—二三五頁。
- (52) 以上の引用は、横田、前掲「日本の講和問題」から。七一—七三、七六—一〇一、二五—二六、二九—四〇、四四—一五〇頁、参照。
- (53) 横田「永久中立論を批判する」前掲「板垣書店二四巻七号」(一九四九年)。田岡良一「永世中立と日本の安全保障」有斐閣、一九五〇年、一六二—一七五頁、また、一五二—一五四頁、参照。「非交戦状態」については、横田「非交戦状態の法理」『法学協会雑誌』六〇巻四—五号(一九四二年)、などを見よ。
- (54) 以上は、横田、前掲「日本の講和問題」から。一〇六—一一四、一六一—一二五、一五〇頁、参照。
- (55) 横田「朝鮮問題と日本の将来」勸草書房、一九五〇年、二二〇—一八一頁。ただしこの書で集団的自衛権に触れている。同右、一七五—一八〇頁。
- (56) 以上、横田「駐兵は認めても再軍備は避けねばならぬ」『世界』七〇号(一九五一年十月)、二八一—三〇頁。
- (57) 横田「平和条約の特色」『国際法学会編「平和条約の総合研究」』上巻、有斐閣、一九五二年、四〇頁。
- (58) 横田、前掲「駐兵は認めても再軍備は避けねばならぬ」、一三〇頁。
- (59) 横田「国際保障と自衛」『中央公論』一九五一年三月号、七八頁。
- (60) 横田「自衛権」有斐閣、一九五一年、八、二九—三二、四六、七〇、七八、八四—八八、九六—九九頁、参照。
- (61) 同右、一〇〇—一〇一頁。横田「集団的自衛の法理」『国際法外交雑誌』四八巻四号(一九四九年)、一—三頁。
- (62) 以上、横田、前掲「自衛権」、四九—五〇、六〇—六一、六四—六七、一〇二—一〇四頁、参照。
- (63) 横田「国際ブロック政策論」『中央公論』一九三七年一月号、七七—七八〇頁。
- (64) 横田、前掲「安全保障の問題」、四二—四九頁、など。
- (65) 横田「改定に賛成」(安保改定をみつめる⑩)『北海道新聞』一九五九年九月二十三日。
- (66) 横田「軍事同盟にはなりえない——安保改定に対する疑念を解く——」『経済往来』二二巻二号(一九五九年十二月)、一四〇頁。
- (67) 松井芳郎「現代日本の国際関係——安保体制の法的批判——」勸草書房、一九七八年、四八—五一頁。
- (68) 横田氏に対する聞き取りでは、この点を否定しなかった。
- (69) 鈴木安藏「憲法改正——日本憲法を中心とする考察」如水書房、一九五三年、一四〇頁注6。
- (70) 宮沢俊義「戦争放棄・義勇兵・警察予備隊」『改造』一九五〇年十月号、宮沢「平和と人権——憲法二十年(中)——」東京大学出版会、一九六九年、所収、七、九頁。
- (71) 宮沢俊義「政治的英知をもて」『世界』一六七号(一九五九年十一月)、同、前掲書、所収、四三頁。
- (72) 野村二郎「最高裁全裁判官——人と判決——」三省堂、一九八七年、八九—九〇頁。
- (73) Martin Shapiro, *Law and Politics in the Supreme Court*, The Free Press of Glencoe, 1964.
- (74) 大沢秀介「横田喜三郎コトにおける最高裁判所裁判官の司法行動」『法学研究』五二巻一号(一九七八年)。
- (75) 例えば、横田、前掲「私の一生」、四〇〇—四二二、五三—一頁。
- (76) 横田「違憲審査権と三権分立——アメリカの判例にそくして——」『法曹時報』一五巻一号(一九六三年)、一頁。横田「違憲審査」有斐閣、一九六八年、一、一〇頁。
- (77) 横田、前掲「違憲審査権と三権分立」、二、六、一—一頁。また、横田、前掲「違憲審査」、一〇—一二頁。著書の方では、これに加えて

- て「民主主義の理論」も挙げてゐる。
- (78) 横田「憲法の精神を見失つた伊達判決」『国防』一九五九年五月号。なお、横田、前掲「私の一生」、三四〇—三四二頁。
- (79) 横田「政治問題と日本の最高裁判所」『法曹時報』一六卷一—一九六四年、二一四、七—一九頁。同判決が不必要な憲法判断を避けたことを高く評価した点については、横田、前掲「違憲審査」、八九—九二、二八四—二八五頁。また、「回避の原則」、「明白の原則」を採用したのとしても評価している。それぞれ、同右、五六八—五六九頁、六五〇—六五五頁。
- (80) 横田、前掲「私の一生」、四三七—四四〇頁、横田、前掲「違憲審査」、八二〇—八二六頁。
- (81) 例えば、横田、前掲「私の一生」、四四六—四四七頁、横田「純粹法学と法律解釈」日本法哲学会編『法哲学年報』九六七、法の解釈と運用、有斐閣、一九六八年、横田「純粹法学論集」II、有斐閣、一九七七年、所収、一三〇—一三六頁。
- (82) 横田「法律は弱者のために」小学館、一九八一年、一六六頁。
- (83) 例えば、「弁護士抜き裁判」について、同右、一八一—一三八頁。
- (84) 横田、前掲「朝鮮問題と日本の将来」、参照。例えば、一一一—一一八頁を見よ。
- (85) 横田「日本社会党論」『改造』一九四六年七月号。
- (86) この時の心労も一つの原因となり、彼は、一九五一年に肋膜炎で病床に臥す。横田、前掲「私の一生」、二二三、二三五頁。
- (87) 三島由紀夫、仮面の告白、新潮社（文庫版）、一九五〇年、一四八頁。
- (88) 田畑茂二郎『国際法の話』改訂版、日本放送出版協会、一九七四年、一五三—一六三頁。
- (89) 松沢弘陽『民主主義の入りびと——蠟山政道ほか』思想の科学研究会『共同研究』転向、下、平凡社、一九六二年、二七九、二九九頁。
- (90) 久野収・鶴見俊輔・藤田省三『戦後日本の思想』講談社、一九七六年、一〇三頁。久野収の発言。
- (91) 恒藤武二・横田喜三郎論——その法イデオロギー、『法律時報』三三卷一（一九六一年）、八頁。
- (92) 横田「日独提携」に驚く、『帝国大学新聞』六五〇号（一九三六年十一月三十日）。この点は、立教大学の北岡伸一先生から御示唆を得た。感謝申し上げたい。
- (93) 例えば、最高裁判所長官就任時、記者団に答えて、『日本経済新聞』一九六〇年十月二十四日、など。
- (94) 丸山真男、「現実」主義の陥穽、同、前掲書、所収、一七八、一八四—一八五頁。
- (95) 小島亮、ハンガリー事件と日本、中央公論社、一九八七年。
- (付記) 横田喜三郎先生は、研究活動に入ったばかりの私などからすれば雲の上の方であるが、私のために快くお会い下さり、お話を聞かせて下さった。またその後も御便宜を図って頂いた。全く異例のことで、いくら感謝申し上げても足りないほどである。その先生に対して生意気なことを書かせて頂いたが、先生がかつて美濃部達吉氏に論争を挑まれたのと比較すれば数段劣るものであり、心苦しい次第である。何卒、若輩なるが故のこととしてお許し頂くよりほかにない。なお、本稿執筆に際し、進藤榮一先生の御指導を受け、また桜美林大学の臼井勝美先生を初めとする多くの方から御教示を得た。感謝申し上げたい。
- (博士課程後期在学中)